

日本看護医療学会 評議員選挙告示

日本看護医療学会は、会則および下記の「日本看護医療学会評議員選出に関する規程」に則り、学会第9期(2023-2025年度)の評議員選挙を行います。

なお、被選挙人名簿と投票用紙は6月中旬に送付いたします。

記

日本看護医療学会評議員選出に関する規程

- 第1条 理事会は、正会員中から3名の選挙管理委員を委嘱する。
選挙管理委員は、選挙管理委員会(以下「委員会」とする)を組織する。
委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。
選挙管理委員は、選挙権及び被選挙権を有する。
- 2 正会員とは個人会員である。
(評議員)
- 第2条 評議員は、20人にひとり選挙区別に選出するものとする。
選挙区の区分については、東日本(北海道・東北・関東)、中日本(北陸・東海(静岡を含む))、西日本(近畿・中国・四国・九州・沖縄)とする。
(選挙)
- 第3条 正会員は選挙権を有する。
- 第4条 個人会員は、被選挙権を有する。
- 第5条 選挙人名簿及び被選挙人名簿は、理事会で作成し、委員会の承認を得て正会員に配布しなければならない。
2 前項名簿は、選挙区別に作成する。
- 第6条 選挙期日は委員会で決定し本学会誌掲載その他の方法で正会員に告示しなければならない。
- 第7条 選挙は、無記名投票により行う。
- 第8条 投票は、選挙人1人につき、各所属地区の評議員数を連記する。
- 第9条 開票は、委員会が行う。
- 第10条 開票は、本学会誌その他に告示した日までの消印で委員会に到着したものについて行う。
- 第11条 次の投票は無効とする。
1) 正規の投票用紙および封筒を用いないもの。
2) 被選挙権を有しない者を記名したもの。
3) その他選挙の規定に反するもの。
- 第12条 選挙において有効投票を多数得た者から順に当選人とする。
2 同数の有効投票を得た者については、抽選により当選人を決定する。
- 第13条 当選人が定まった時は、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得る。
- 第14条 当選人が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げて当選することとする。
(理事長推薦)
- 第15条 会則13条に基づき、理事長は必要に応じ、この選出方法とは別に若干名を評議員として理事会に推薦することができる。
(評議員の決定)
- 第16条 理事長は選挙管理委員会の報告と、理事長による推薦者について選挙区毎に審査し、評議員を決定して総会に報告し本学会誌に発表しなければならない。
- 附則 この規程は平成13年9月29日から施行する。
この規程は、一部改訂(評議員の選出方法の変更)につき、平成24年9月9日から施行する。
この規程は、一部改訂(評議員の選出方法の追記)につき、平成25年6月3日から施行する。